

## 令和5年度第3回福島県日本型直接支払交付金第三者委員会議事概要

1 日 時 令和6年1月30日(火) 10:00～

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹B

3 出席委員 荒井委員長、猪狩委員、河原委員、菊地委員、田崎委員、山崎委員、吉田委員  
(委員長以下五十音順)

### 4 議 事

#### (1) 日本型直接支払交付金の実施状況について

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の令和5年度の実施状況について、事務局より資料に基づき説明した。

○意見等

#### ア 多面的機能支払交付金について

菊地委員：今年度活動組織数が増加した要因は何か。次に、行政書士会との連携について、現在既に行政書士へ事務委託をしている組織はあるのか。

事務局：活動組織数の増は、今まで継続的に行ってきた交付金の周知の結果ではないかと考えている。また、既に行政書士会へ事務委託している組織は、多面的機能支払交付金ではない。ただし、中山間地域等直接支払交付金では数組織ある。

菊地委員：行政書士会は事務委託について、どのように捉えているのか。

事務局：行政書士会の研修担当者としては、農地転用等の手続きに携わる機会が多いなか、農地を守るために多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金といった前向きな事業があることを知ってもらうことも大切であるとお話している。

荒井委員長：行政書士会との連携は、制度概要を説明した段階で実際の動きはこれからなのか。

事務局：説明後、具体的にどのようにアプローチしていくか検討していきたいと考えている。

荒井委員長：認定農用地面積の増は、避難地域での取組再開によるものであると捉えてよいか。

事務局：認定農用地面積は、全県的に増加した。増加の要因としては、ほ場整備事業での整備に伴い、取組を開始するなど様々な理由がある。

猪狩委員：避難地域であった南相馬市及び浪江町で取組再開とあるが、それぞれの活動組織数を教えてほしい。また、避難地域の特殊事情があれば併せて教えてほしい。

事務局：令和4年度の実績では、南相馬市では52組織、浪江町では10組織がそれぞれ活動を行っている。また、現在避難地域では、地元の農業者を中心に組織した復興組合により、草刈りや耕起などの農地の維持管理が行われており、作付けの準備が整った地域から営農を再開しているところである。営農再開した地域の一部では多面的機能支払交付金の取組も再開している。

田崎委員：避難地域での取組再開に向けても、事務委託先の選定をスピーディーに進め、農業者の営農再開意欲の向上につなげてほしい。また行政書士会への事務委託について、既に事務の経験があり、農業者のニーズに合わせた細やかなフォローができる団体にも委託できるよう進めてほしい。

事務局：現在事務委託先を模索している。行政書士会を含めた可能性のある団体に対しアプローチをしている。事務委託が行われていない土地改良区と関係市町村を参集し、事業内容の説明を行うなどしている。事務委託により、活動組織の負担軽減につなげたいと考えている。

山崎委員：現在事務委託先となり交付金事務を担当している JA の今後の委託継続に対する反応はどうか。

事務局：JA との打合せでは、JA としても農地を守ることは重要であるとお話いただいている。ただし、地域によっては JA 職員の配置等の関係で事務委託の受け入れは難しいかもしれないという話もあった。

河原委員：福島県では多面的機能支払交付金の事務を行政書士に委託している組織はないとのことだが、他県において行政書士へ事務委託した先行事例はあるか。

事務局：他県では行政 OB が事務委託を請け負うなどの事例がある。ただ、福島県同様に委託先を模索している県が多い状況である。

荒井委員長：行政 OB が事務委託を請け負っている事例については、集落営農組織づくりの一環として行政 OB が携わった関係で、多面的機能支払交付金の事務委託も請け負っているのではないかと思う。福島県においても集落営農づくりと多面的機能支払交付金が連動していくことも必要なのではないかと思う。

猪狩委員：写真コンテスト入賞作品の展示については、活動意欲向上に繋がるよい取組と考える。展示会場を増やすなど今後検討してみてもよいのではないかと思う。

吉田委員：洪水被害軽減モデルについて、水田の割合が少ない河川を選定するとあるが、そのような河川では被害軽減効果が少ないことが想像できる。水田の割合が少ない河川を選定した理由を教えてください。

事務局：昨年、洪水被害軽減モデルを作成した地域は、上流に水田が多く理想的な地域だった。県内全域へ普及するにあたり、取組を行うことで被害軽減の効果は少なからず現れることを可視化したい。水田の多い地域、少ない地域に関わらず取組を行うことで、地域の直下流だけでなく、その先の中流域以降でも効果が現れると考えている。

#### イ 中山間地域等直接支払交付金について

吉田委員：集落協定へのアンケートにより広域化の意向を示した協定には、例えば、高齢化が進んでいることや他と比べて急傾斜地が多いなどの特徴があるのか。広域化の意向を示した協定の特徴が掴めれば、同じ特徴を持つ協定は広域化の可能性があると考えられる。

事務局：小規模かつ高齢化率の高い協定が、事務負担軽減を目的に広域化の意向を示す傾向がある。

荒井委員長：広域化の意向がある協定は小規模かつ高齢化率の高い傾向があるとのことだが、そのような協定は広域化できなければ協定廃止に繋がるなど、廃止意向との関連性はあるのか。

事務局：市町村との意見交換では、広域化の意向がある小規模かつ高齢化率の高い協定は、広域化できなかつた場合、将来的に協定廃止となる可能性が高いのではないかとの話があつた。一方で廃止意向がある協定でも、広域化できれば、活動継続できるのではないかと考えている。

荒井委員長：広域化に関して、地域によって特徴はあるか。

事務局：地域の事情によって広域化の形も様々である。広域化に伴い事務局を1本化することで、事業未実施のエリアを取り込むことができ、取組面積拡大に繋がつた例もある。一方で、無理のない範囲で事業を実施できているので広域化しなくてもよいと考える協定もある。

荒井委員長：広域化を推進するためには、優良事例のポイントをまとめ、機会を捉えて横展開していくことが重要だと思う。広域化の実施に当たっては集落を越えた話し合いが必要になる。最近では、顔見知りが多く比較的人が集まりやすい小学校区単位で広域化を図つた事例もあるようだ。

#### ウ 環境保全型農業直接支払交付金について

猪狩委員：取組メニューの1つである「冬期湛水管理」は、鳥インフルエンザを理由に取組をやめた農業者がいた。そのような理由で取組をやめた場合、取組実施面積は0になると思うが、環境保全型農業直接支払交付金ではどのように取り扱っているのか。また、鳥インフルエンザを理由に取組自体をやめるよう指導することはあるのか。

事務局：鳥インフルエンザが理由であっても取組を実施しない場合、交付金の対象外となる。また、取組実施については農業者に任せているのでやめるよう指導することはない。もし取組の実施について相談があれば個別に対応する。

荒井委員長：鳥インフルエンザが流行した場合、申請自体を受け付けないことはあるのか。

事務局：鳥インフルエンザを理由に申請を受け付けないことはない。また翌年以降取組をやめるよう指導することもない。現状県内で大きな問題になっているところはない認識である。ただし流行以降の取組実施、事業推進には影響が出てくる可能性はあると思う。

猪狩委員：鳥インフルエンザが発生して制限区域等が設定された場合の対応を念のため検討してほしい。絶対起こらないということはない。取組農業者に寄り添つたサポートをお願いしたい。

荒井委員長：鳥インフルエンザに関しては流行した場合、国から何らかの指針が示されると思う。冬期湛水管理は営農上利点が多い取組であるので、トレードオフも考慮しながら推進してほしい。

河原委員：地方別取組面積の表について、地域特認取組の「炭の投入」が県全体でも「0 ha」となっているが、これは“県全体でも1 ha未満の取組面積のため0”として表示されているのか。

事務局：今年度は申請件数が0件である。昨年度は1件実績がある。炭の投入の取組は令和4年度から追加されたメニューである。今後積極的に推進していきたい。Jクレジット制度もあるので申請件数は増えると考えている。土壤改良の手段としても優れているので今後推進をしていきたい。

猪狩委員：もみ殻くん炭機やアイガモロボット等の購入は環境保全型農業直接支払交付金で補助できるのか。

事務局：機械の購入について、環境保全型農業直接支払交付金で直接補助することはできない。ただし受け取った交付金の用途として購入費に充てることはできると思う。

荒井委員長：未実施の市町村では環境保全型農業直接支払交付金自体認知されていないところもある。予算の制限があって普及出来ない等の理由があるか。

事務局：環境保全型農業直接支払交付金は前提条件として化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した上で各メニューに取り組む事業なので、事業参加に高いハードルがあるのは承知している。県としては化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する農業に対して他事業でサポートをしているので、前提条件はクリアできると考える。そういった事業を活用した農業者に対しては、本事業もセットで推進していきたい。

荒井委員長：みどりの食料システム戦略では、有機農業の取組面積を農地全体の1/4とする目標を立てていることから、環境保全型農業直接支払交付金の今後の拡充が期待されていると思う。

## (2) その他

事務局より「みどりの食料システム戦略・みどり認定について」の報告を資料を用いて行った。

田崎委員：エコファーマーは、消費者が購入を検討する基準になっていたと思う。みどり認定農産物を購入したい場合、何か目安があるか。

事務局：みどり認定は、要件に合致した様々な環境負荷低減活動を行う農業者が幅広く認定を受けることができる分、間口が広く、農産物として差別化しにくいかもしれない。一方で、エコファーマー同等者についても、エコファーマーに相当する取組でみどり認定を受けることができる。その場合はエコファーマーの名称、マーク及びシールを使用することもできる。みどり認定は、エコファーマーを含めた幅広い取組みに対して認定するものと考えてほしい。

田崎委員：購入のときにみどり認定農産物であることがわかると農業者への支援にも繋がると思う。

山崎委員：小規模の農業者だと小さいほ場でたくさんの品種を栽培しているので、品目ごとではなく、農地ごとに認定した方が制度活用が増えていくと考えている。みどり認定はどうか。

事務局：エコファーマーでは品目ごとに認定を行っていたが、みどり認定は農業者ごとに認定を行うこととなっている。みどり認定の計画書に記載のある品目全てが認定される。

猪狩委員：みどり認定は、生産者のメリットがないと広まっていけないと思う。直売所でみどり農産物に生産者の写真をつけて紹介するなど認定者がメリットを得る場があるといいと思う。

以上